

広島県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年三月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山路線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市田尻町字御免地八三番地先から 福山市田尻町字御免地七七番地先まで	新	旧	一七・〇〇 二三・〇〇	五一・三〇	拡幅
	六・二〇 一一・三〇	九一・〇〇			
福山市田尻町字岡開地九九六番一地先から 福山市田尻町字大井川一九九二番二地先まで 福山市田尻町字岡開地九九六番一地先から 福山市田尻町字沖土居二三四番一地先まで	新	旧	一六・〇〇 一三・〇〇	八五八・〇〇	ダブルウェイ 延伸
	六・二〇 一一・三〇 一六・〇〇 四三・五〇	一、〇五四・ 〇〇 一、一一五・ 六〇			
福山市田尻町字御免地七七番地先から 福山市田尻町字灘二八六二番四地先まで	新	旧	八・五〇 九・一〇	一〇八・六〇	拡幅
	一六・〇〇 二〇・七〇	一〇八・六〇			
福山市田尻町字灘二八六二番四地先から 福山市田尻町字灘二八七〇番九地先まで	新	旧	一六・〇〇 二〇・七〇	一〇八・六〇	拡幅
	一六・〇〇 二〇・七〇	一〇八・六〇			